

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 国連の動き

男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連の動きをみると、1945（昭和 20）年に国連憲章の前文に男女平等をうたい、1946（昭和 21）年には「婦人の地位委員会」を設置して、男女平等の実現に向けた取り組みが進められました。また、国連は、1975（昭和 50）年に「国連婦人の 10 年」を宣言し、以後 10 年間、様々な分野における女性差別の撤廃等女性の地位向上のための行動を進めてきました。

1985 年にはナイロビでの「第 3 回世界婦人会議」が開催され、1995（平成 7）年には北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で世界中の女性の地位向上をめざす「北京宣言」及び女性のエンパワーメントに関するアジェンダ（予定表）である「行動綱領」が採択されました。これらの取り組みにより、フェミニズム論の前進と同時に、国や人種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

2000（平成 12）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

2005（平成 17）年、「第 4 回世界女性会議」から 10 年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び女性 2000 年会議の「成果文書」の評価・見直しを行うとともに、女性と女児の地位向上及びエンパワーメントのための新たな課題や今後の戦略について協議するため、閣僚級会合が開催されました。本会合では、「北京宣言及び行動綱領」の再確認と、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

2010（平成 22）年、第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」と女性 2000 年会議の「成果文書」の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択されました。

2011（平成 23）年には、女性と女児の権利を促進するため、国連の女性に関する 4 つの機関（国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研修所（UN-INSTRAW））を統合したジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UNWomen）が発足されました。

2012（平成 24）年の第 56 回、2014（平成 26）年の第 58 回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されています。

2015（平成 27）年、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）が採択され、その中に「目標 5 ジェンダー平等」が位置づけられています。

(2) 日本の動き

我が国においては、こうした世界的な流れを受け、1977（昭和52）年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、1987（昭和63）年「新国内行動計画」、1996（平成8）年「男女共同参画2000年プラン」等が策定されました。

さらに、2000（平成12）年「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」等が示されるとともに、国連特別総会「女性2000年会議」の成果を踏まえ、「男女共同参画基本計画（第1次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を推進してきました。

2005（平成17）年12月「男女共同参画基本計画（第2次）」、2010（平成22）年12月「第3次男女共同参画基本計画」、そして2015（平成27）年、現在の「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。

また、法制度的にも徐々に整えられてきており、「男女雇用機会均等法」等の成立を経て、「女子差別撤廃条約」の批准により大きく前進し、1999（平成11）年「男女共同参画社会基本法」、2001（平成13）年「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」、2015（平成27）年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」と次々と整備され、2018（平成30）年「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

(3) 沖縄県の動き

沖縄県においては、まず1984（昭和59）年に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」を策定しました。1992（平成4）年「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画」を策定し、その5年後の1997（平成9）年には、改定版を作成しました。

また、2002（平成14）年、名称を「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」と変更し、長期計画のもとで男女共同参画社会の実現をめざしてきました。

2003（平成15）年、「沖縄県男女共同参画推進条例」の制定も行っています。

2007（平成19）年には、先の条例に基づく計画として、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」を策定し、「男女共同参画についての正しい理解と学習の充実」「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」「女性のチャレンジ支援」「家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し」の5つを重点項目として掲げています。

さらに、2012（平成24）年度に「第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」2016（平成28）年度には「第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しているところです。

(4) 宜野湾市の動き

宜野湾市では、1990(平成2)年に、市政初の女性議員が誕生しました。

1992(平成4)年の機構改革で、女性行政窓口の充実と女性の地位向上を図るため、女性振興係を新設しました。

1993(平成5)年に「女性振興係」から「女性行政係」に名称を改め体制を強化し、女性行政の一層の進展を図りました。同年、「宜野湾市婦人週間」を新設し、「女性のあゆみ展」を開催しました。さらに、ミニ女性フォーラム(ゆんたく広場)を市役所庁舎内に開設し、女性の地位向上と男女平等を進める啓発拠点として女性行政に関わるネットワークづくりを推進しました。6月には、助役を本部長とする「宜野湾市女性行政推進本部」を発足し、下部組織として「宜野湾市女性行政実務者会議」を置き、女性行政の推進体制を確立しました。7月には、市民、有識者で構成した「宜野湾市女性会議」を設置し、女性行政について調査、研究を開始しました。

1995(平成7)年には、宜野湾市女性会議の提言を踏まえ、「21世紀に翔びたつ新しい女と男の『ねたての都市』をめざす宜野湾市行動計画～はごろもぷらん21～」を策定しました。

1996(平成8)年に男女共同参画行政に関する施策を具体的に地域で推進していくため「宜野湾市男女共同参画行政地域連絡会」を設置し、市民全体への推進体制を強化しました。

1997(平成9)年、宜野湾市女性会議から「宜野湾市女性センター基本構想」の提言があり、早期建設実現に向けて期待が持たれました。

2001(平成13)年には、毎年開催している「女性週間」を「男女共同参画週間」に改め、「男女共同参画社会基本法」の基本理念に関する理解を深めました。さらに、女性が政策決定の場に関心を高め、社会参画を促進することを目標に市と女性団体連絡協議会の共催事業で初の女性模擬議会を開催しました。

2002(平成14)年の機構改革に伴い、女性行政係を「男女共同参画係」に改めました。

2003(平成15)年4月、男女共同参画と国際交流を推進する拠点施設として「人材育成交流センターめぶき」が開設しました。

2004(平成16)年には、宜野湾市附属機関設置条例の一部改正により、「宜野湾市女性会議」から「宜野湾市男女共同参画会議」に名称変更しました。そして同年、宜野湾市男女共同参画会議の提言を踏まえ、「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」を策定しました。

2005(平成17)年4月の機構改革により、男女共同参画係が広報交流課から企画政策課に配置されました。

2007(平成19)年4月には、宜野湾市で初めて部長級(会計管理者)に女性が任命されました。

2008(平成20)年5月、女性の意見を市の政策・方針決定過程に反映させることを目的に「審議会等委員への女性登用促進要綱」を制定しました。(平成20年5月1日施行)

翌年、平成21年5月には「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～(改定版)」を策定しました。

2010(平成22)年1月、地域をあげて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明し、

男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開していくことを目指し「宜野湾市男女共同参画都市宣言」を行いました。

2011（平成23）年から2012（平成24）年の2年間にわたり、内閣府の「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、DV防止及び被害者支援対策事業の取り組みを始めました。

2013（平成25）年4月には「市民協働推進課」が新設され、旧企画政策課の「平和交流係」「男女共同参画係」が合併し、「平和・男女共同参画係」が配置されました。

同年4月に沖縄県によって行われた調査（市町村における女性の登用状況について）では、女性管理職の割合が19.7%に達し、県内11市のうち1位となりました。

2014（平成26）年5月に男女共同参画社会の実現をめざす活動拠点として「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」が開設しました。

2015（平成27）年4月に「第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」、2019（平成31）年度には「第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～（改定版）」を策定しました。

年表 男女共同参画に関する動き

年代	国連	日本	沖縄県	宜野湾市
1945年 (昭和20年)	◆国際連合発足 ◆「国際連合憲章」採択前文で「男女平等」をうたう			
1946年 (昭和21年)	◆国連「婦人の地位委員会」設置			
1947年 (昭和22年)		◆「日本国憲法」施行 (男女平等が基本的人権)		
1975年 (昭和50年)	◆国際婦人年 (目標：平等、発展、平和) ◆国際婦人世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択 ◆第30回国連総会、1976年～85年を「国連婦人の十年」とすることを宣言	◆総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ◆婦人問題企画推進本部会議開催		
1976年 (昭和51年)	◆国際婦人の十年 (1976年～1985年) ◆日本初の女性国連公使誕生 (緒方貞子) ◆「国連婦人の十年基金」設立-開発途上国の女性の自立を援助（85年ユネスフに名称を変更）	◆民法一部改正施行（離婚後も婚姻中の氏を使えるようになる。）	◆婦人担当専任職員配置	
1977年 (昭和52年)		◆「国内行動計画」策定 ◆国立婦人教育会館開館	◆婦人関係行政連絡会議設置 ◆婦人問題懇話会設置	
1978年 (昭和53年)		◆第1回婦人白書「婦人の現状と施策」発表	◆「国際婦人年行動計画を実践する沖縄県婦人団体連絡協議会」結成（婦団協）	
1979年 (昭和54年)	◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	◆「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	◆「女子差別撤廃条約」署名		

年代	国連	日本	沖縄県	宜野湾市
1981年 (昭和56年)	◆「女子差別撤廃条約」発効	◆「国内行動計画後期重点目標」策定	◆県議会、内閣総理大臣に対し「女子差別撤廃条約」の早期批准に関する意見書を提出	
1982年 (昭和57年)		◆母子福祉法一部改正（母子→母子及び寡婦）		
1983年 (昭和58年)			◆県知事、内閣総理大臣あて「女子差別撤廃条約」の早期批准について要望書を提出	
1984年 (昭和59年)		◆池田内閣以来22年ぶりの女性大臣誕生	◆「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」策定	
1985年 (昭和60年)	◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◆「国籍法」「戸籍法」の一部改正 ◆「男女雇用機会均等法」の交付 ◆「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61年)		◆女性問題企画推進本部拡充（構成を全省庁に拡大） ◆婦人問題企画推進有識者会議開催 ◆日本で初の女性当首誕生（土井たか子）		
1987年 (昭和62年)		◆「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988年 (昭和63年)			◆バスガイド35歳定年訴訟	
1989年 (平成元年)		◆学習指導要領が告示され、家庭科は男女共修となる		
1990年 (平成2年)	◆国連婦人の地位委員会拡大会期 ◆国連経済社会理事会「婦人の地位向上のための退路日将来戦略に関する第1かい見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			◆市政初の女性議員が誕生
1991年 (平成3年)		◆「育児休業法」の交付	◆女性の副知事誕生 ◆県教育委員会に初の女性教育委員長が誕生	
1992年 (平成4年)		◆「育児休業法」施行 ◆婦人問題担当大臣設置 ◆介護休業等に関するガイドライン策定 ◆初のセクハラ訴訟（福岡地裁、原告の訴えを認める）	◆女性政策室、女性行政推進本部設置	◆女性行政担当係設置
1993年 (平成5年)	◆国連世界人権会議NGOで「従軍慰安婦問題」論議	◆中学校の家庭科男女共修開始 ◆初の女性衆議院議長誕生（土井たか子） ◆「パート労働法」成立	◆「DEIGOプラン21」策定 ◆（財）おきなわ女性財団設立	◆女性行政推進本部会議設置 ◆女性行政実務者会議設置
1994年 (平成6年)		◆男女共同参画室設置 ◆男女共同参画審議会設置（政令） ◆男女共同参画推進本部設置 ◆高校の家庭科男女共修開始 ◆日本女性初の宇宙飛行士誕生（向井千秋） ◆「男女雇用機会均等法」一部改正		◆市行動計画「はごろもぶらん21」策定

年代	国連	日本	沖縄県	宜野湾市
1995年 (平成7年)	◆第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	◆「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）		
1996年 (平成8年)		◆「男女共同参画2000年プラン」策定 ◆母体保護法成立・施行	◆沖縄県女性総合センター「ていりる」開館	◆女性行政地域連絡会設置
1997年 (平成9年)		◆男女共同参画審議会設置（法律） ◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「介護保険法」交付		◆「女性センター基本構想」提言（女性会議）
1998年 (平成10年)			◆「DEIGOプラン21」改正	
1999年 (平成11年)		◆「男女共同参画社会基本法」交付、施行 ◆「改正男女雇用機会均等法」施行		
2000年 (平成12年)	◆国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	◆「男女共同参画計画」策定 ◆「ストーカー規制法」制定 ◆「児童虐待防止法」公布、施行 ◆「介護保険法」施行		
2001年 (平成13年)		◆男女共同参画会議設置 ◆男女共同参画局設置 ◆「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ◆第1回男女共同参画週間 ◆「育児・介護休業法」施行 ◆「DV防止法」公布、一部施行		
2002年 (平成14年)			◆「沖縄県男女共同参画計画（DEIGOプラン）」策定	
2003年 (平成15年)		◆「女性のチャレンジ支援策の推進について」閣議決定 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	◆「沖縄県男女共同参画推進条例」公布・施行	◆人材育成交流センターめぶき開館
2004年 (平成16年)		◆「DV防止法」改正 ◆「育児・介護休業法」改正		◆「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぶらん～」策定 ◆「宜野湾市女性会議」を「宜野湾市男女共同参画会議」に名称変更
2005年 (平成17年)	◆第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」宣言採択	◆「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ◆「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	◆「沖縄県男女共同参画審議会規則」公布・施行	
2006年 (平成18年)	◆第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合	◆「男女雇用機会均等法」改正 ◆「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定	◆「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者基本計画」策定 ◆「女性問題懇話会」廃止 ◆「沖縄県女性総合センター」に名称変更、指定管理者制度を導入 ◆「男女共同参画行政推進本部」設置	◆人材交流センターめぶきが市直営に移行

年代	国連	日本	沖縄県	宜野湾市
2007年 (平成19年)	◆第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合	◆「DV防止法」改正法公布 ◆「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	◆「沖縄県男女共同参画計画（後期）」策定	◆市政初の女性部長（会計管理者）が誕生
2008年 (平成20年)		◆「改正DV防止法」施行 ◆男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ◆「次世代育成支援対策推進法」改正		◆「審議会等委員への女性登用促進要綱」制定
2009年 (平成21年)	第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合	◆「DV相談ナビ」解説 ◆「育児・介護休業法」改正		◆「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぶらん～（改訂版）」を策定
2010年 (平成22年)	◆第54回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合開催	◆「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	◆「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者基本計画」改訂 ◆「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施	◆「宜野湾市男女共同参画都市宣言」を行う
2011年 (平成23年)			◆所幹部を文化環境部から環境生活部へ改組	◆内閣府の「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、DV防止及び被害者支援対策事業を取り組む（2012年まで）
2012年 (平成24年)			◆「第4次沖縄県男女共同参画計画」策定	
2013年 (平成25年)		◆「DV防止法」改正 ◆「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ		◆「市民協働推進課」が新設され、「平和・男女共同参画係」が配置された
2014年 (平成26年)	◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	◆「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ◆「すべての女性が輝く社会づくり推進室」発足	◆所幹部を環境生活部から子ども生活福祉部へ改組	◆「宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく」が開設
2015年 (平成27年)	◆国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク） ◆SDGs（持続可能な開発目標：2016～2030まで）が採択	◆「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ◆「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ◆「第4次男女共同参画基本計画」策定	◆「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施	◆「第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぶらん～」策定
2016年 (平成28年)		◆「男女雇用機会均等法」改正	◆「第5次沖縄県男女共同参画計画」策定 ◆沖縄県特定事業主行動計画「県職員の女性活躍推進及び仕事と子育て両立支援プラン」策定	
2017年 (平成29年)	◆先進国首脳会議（G7）で「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」採択			◆市内全小中学校で混合名簿の導入
2018年 (平成30年)		◆「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正		

2. 計画策定の目的

本計画は、男女が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、宜野湾市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

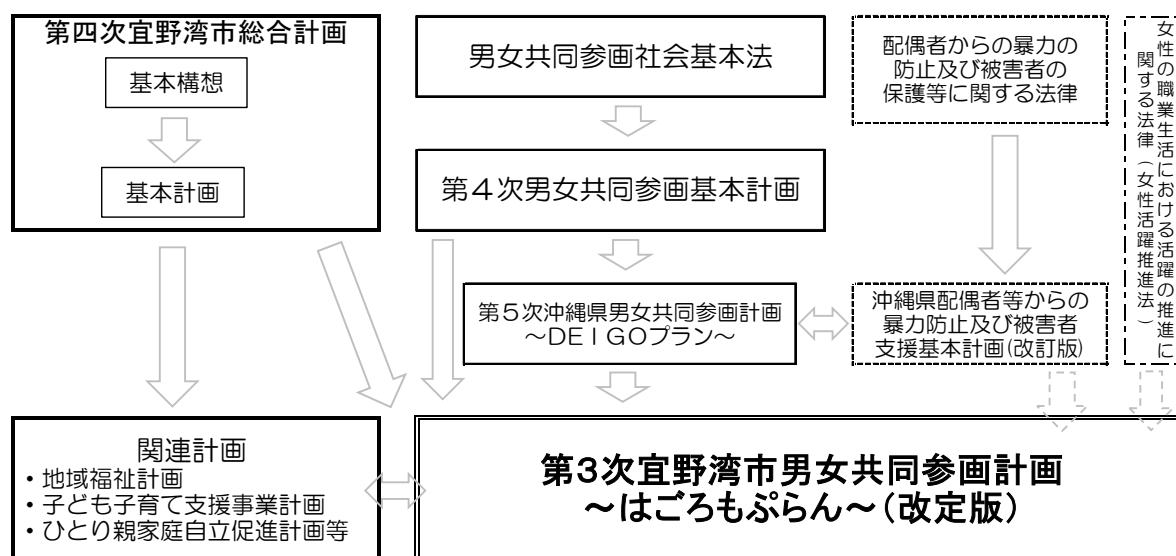
3. 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に基づき策定される男女共同参画推進のための総合的な計画です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき策定される「宜野湾市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」並びに「女性活躍推進法」第6条に基づく「市町村推進計画」の性格をあわせもつ計画です。

4. 計画の位置づけ

「第3次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～（改定版）」の位置づけは以下の通りです。



5. 計画期間

本計画は、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までの10年間で計画期間とし、中間年度である令和元年度（2019年度）に改定を行いました。なお、計画に位置づけられた施策・事業等の点検・評価を毎年度行うとともに、その結果、あるいは社会情勢の変化等によって計画に変更の必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)
第3次宜野湾市男女共同参画計画(10年間)									
				(見直し)	第3次宜野湾市男女共同参画計画〈改定版〉				